

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○金子委員長 次に、西岡新君。

○西岡委員 日本維新の会の西岡新でございます。本日は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案における幾つかの疑問点を質問させていただきたいと思っております。

最近、淡路島、伊豆諸島、そして宮城県沖と、大きな地震が頻発しております。将来の地震の発生に備えて、一刻も早い建築物の耐震化を実施することは必要であろう。安心、安全のためにも大変重要であろうと思っております。

今回の改正案では、大規模な建築物の耐震化を義務化することとありますが、その耐震診断に当たってはどのような資格が必要なのか、お聞きしたいと思っております。

〔委員長退席、西村（明）委員長代理着席〕

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

耐震診断を実際に行っていた方、この方々については、まず建築士の資格を有しておられるということが第一、その上で、一定の耐震診断に関する講習を受けた方というようにする予定でございます。

私どもの方で法律に基づいて指定をしております耐震改修支援センターでは、平成八年からこういった講習を行っております、これは一つ活用することが考えられますけれども、そのほかからも、申し出があれば、内容をしっかり見させていただいた上で、幅広く講習をしていただければというふうにも思っているところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

現行法では、私はつきり建築士の方が耐震診断をやっておるというふうに思っておりましたが、建築士の資格を規定する建築士法では、この耐震診断は建築士の独占業務として定めていないという現実もございます。その中であって、大げさに言えば、法律上無資格の方でも今までは実施することが可能だったんだというふうに理解しておりますが、今回の改正案で、ようやく、建築士等一定の資格を有して、なおかつ、耐震診断に関する講習会を受講したものに限定する予定であるというふうな御答弁がありました。

最終的には省令で定められるというふうにお聞きしておりますが、どのような形になって、しかも、その講習については、どれくらいの期間で、主催はどこがやって、開催頻度はどれくらいであって、全国での開催地はどこでやるのかというようなどころを教えてくださいたいと思っております。

〔西村（明）委員長代理退席、委員長着席〕

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げたところでございますが、現在やっている耐震改修支援センター、これは一般財団法人日本建築防災協会という団体でございますけれども、こちらの方が従来からやっておりますので、二十五年度は従来に増して頻度を上げていただく。具体的には、全国十一カ所、主なブロックの中心都市、沖縄那覇も含んでございますが、こちらの方で開催をしていただく予定でございます。

ニーズに応じまして、回数が足りなければやっていたところと思っておりますし、また、先ほども申し上げたとおり、ほかの団体からも申し出があれば、実施能力をよく見た上で、幅広くやっていただくように、そちらの方も活用してまいりたいというふうにも思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

現在の全国の有資格者の人数と、全国各地の分布状況をお教えいただけますでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

現時点で把握している数字でございますが、具体的には、平成八年から二十四年までにこうした講習を受けられた方でございますけれども、鉄筋コンクリート造につきましては二万七千四百名、鉄骨造につきましては一万五千名、こういうような総人数でございます。

それから、都道府県別で見ますと、実はこれは偏りがございますして、鉄筋コンクリートに限って

でございますが、東京都では八百六十八名、大阪府では四百二十七名でございますけれども、少ないところでは、例えば徳島県では三名、山梨県では五名、こんな県もございます。

ただ、これらの県でも、過去、小中学校の耐震診断を、例えば徳島県では、平成十八年度一年で百九十八棟やっております。恐らく、県外の方がいろいろ協力をされてやった結果だと思えますけれども、実質的な地域の偏りはあるものの、非常にタイトになる地域というのは、過去のこういった実績を見れば、現実にはないのではないかとこのように思います。

思います。油断をしないで、地域偏在については、情報提供を進めるなど、きめ細かに対応させていただきたいというふうに思っています。

○西岡委員 確かに、全国で偏りはあるという点でございます。しかも、私の地元であります愛媛県は、一般財団法人建築防災協会のホームページを見ますと、耐震診断を実施できる建築士事務所として、四つだけの紹介になっておるんですね。愛媛県に問い合わせしてみても、国が定める有資格者というのは、実態についても、詳細は把握していないというふうなことであります。

診断を受ける側の方からも、やはりもう少し宣伝をおかないと、どこに診断をしていただいているのかかわからないという状況もございまして、その点に関してはどうお考えでありますでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。今の御指摘は、恐らく建築部局では、民間の耐

震診断、改修が大規模なものについてはそれほど進んでいないので、そういうふうにお答えになったんだと思います。恐らく、小中学校の工事を担当しています教育委員会の部局はよく御存じなのかということ、これは縦割りでこういうことであってはいけませんので、都道府県、市町村も含めまして、情報共有ということをしつかりやってみよう、先ほどの御議論の中にありますように、まだまだ足りない部分については、しっかりと補って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○西岡委員 ぜひよろしくお願いいたします。

不特定多数という建築物についてどのようなものが今回考えられるのかということ、あと、大規模なものというのは政令で定めるところであります。政令を出すタイミング、スケジュールというのをお伺いできればと思っております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

耐震診断の義務づけの対象となる不特定多数の者が利用する建築物、全部挙げていると大変でございますので、わかりやすいものを幾つかかいつまんで御紹介しますが、体育館など、それから病院、診療所、劇場、観覧場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、スーパーマーケット、ホテル、旅館、博物館、美術館、遊技場、大体こんなような不特定多数の方が使われる建物、それから、多数の方が使うんですけれども、避難弱者の方が使われる小中学校、幼稚園、保育園、こういうものを想定しているところでございます。

規模につきましては、御指摘のように、政令で決めることになってございます。幼稚園、保育園につきましては千五百平米、小中学校につきましては三千平米以上、それから、病院、店舗、ホテル等のものにつきましては五千平米以上というふうに決めたいというふうに思っております。

この法律は、公布の後、半年以内に施行ということでございますので、それまでには政令もしっかり整備を出してまいりたいというふうに思います。

○西岡委員 ありがとうございます。

先ほど来質問もございましたが、五千平米ということですが、大規模なものに該当する建築物の数は四千ほどだというふうにお聞きしましたが、そのうち民間が所有する建築物の数というのがおわかりになればお教えいただければと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

大規模なものは、先ほど委員の方から御指摘のように、現在把握しているのが四千棟ほどでございます。公共団体に一件一件該当のものを精査していただいて、正確な集計は今後できるだけ早急にしてまいりたいというふうに考えてございます。あと、御質問の民間と公共の比率でございますが、申しわけございません、そういう集計はまだできておりませんので今お答えを申し上げますことができませんが、用途からいうと、従来の学校とは異なって、相当程度が民間所有のものだというふうになっております。

○西岡委員 民間も早く数を把握して、必要な対

策をとるべきだと思いますし、どうぞよろしくお願ひします。

あと、私が危惧するのは、予算面についても非常に危惧をしております。

社会資本整備総合交付金等による助成に加えて、今年度の住宅・建築物の耐震化の緊急対策の実施として百億円の予算が計上されているということであります。

先日の予算委員会の分科会でも話をさせていただきましたが、愛媛県では、公立の学校、特に高等学校の耐震化が非常におくれておりまして、ほかに空港や医療施設、警察施設も同様な状況にあって、国の予算措置も含めた要望をさせていただいております。

そういった地方の財政事情を考えると、今の補助の負担というか、地方公共団体が一部負担となるということに対してはとても現実的ではないような気がいたしますが、その点に関してはどうお考えになりますでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

従来から、学校につきましては、私どもの補助制度と文部科学省の方の補助制度、両方使えることになっておりまして、これまででは恐らく、文科省の補助制度の方が補助率等も高いということから、文科省の補助制度が使われてきたんだというふうに理解をいたしております。

高等学校についても同様かと存じますけれども、私どもの補助制度は補助制度として今回かなり拡充させていただきまして、使い勝手のいい方を使っていただけのようによく周知をしております。

たいというふうに思います。

○西岡委員 ありがとうございます。

また、耐震の観点からいえば、不特定多数が使用する施設ということで、先ほど局長の方からも御紹介していただきましたが、例えば木造建築などの有名神社仏閣、このような歴史的建造物というものに対しての取り扱いというのはどのようなものになりますか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、木造建築物につきましては、これは一般論でございますけれども、建築基準法施行以降は、基本的には三千平米以上のものは禁止をされておりますので、それ以降のものはないんだというふうに思っております。

恐らく、歴史的建築物というのはそれ以前のものであるということになるかと思っておりますけれども、歴史的な建築物については、文化財保護法に基づく国宝や重要文化財、その他幾つかあるんですけども、これらにつきましては、建築基準法令適用除外になってございます。構造の規定も適用されなければ、今回の耐震診断等も法律上の義務づけは適用されないということになってございます。

しかしながら、これまで発生した地震で、歴史的建造物も大きな被害を受けてまいりました。その価値をしっかりと保つていくために、耐震性を確保するということが重要な課題でございます。最近、免震工法などもございますので、こういうものも使いながら、しっかりと耐震化を図っていくということが必要だというふうに思っております。これは、他省庁でございますけれども、文化財

保護法に基づく重要文化財等につきましては、文化庁の方におきまして、耐震化を促進するための指針をつくり、また補助もされているというふうな承知をいたしております。

○西岡委員 ちょっと確認しておきたいんですけども、国以外の、都道府県、市町村が指定し得る有形文化財などについては同じようになるのでしょうか。

○井上政府参考人 直接、今御指摘のもの全てがなるかどうかわかりませんが、条例によって現状変更の規制や保存のための措置が講じられているような文化的な建築物につきましては、それぞれの建築確認を行う特定行政庁におきまして、その行政庁内に置かれた建築審査会の同意を得て指定をすれば、国宝等と同様に建築基準法の適用除外になるということでございます。

○西岡委員 また、非常に疑問に思っている一つが、該当する建築物に対しては、誰がどうやって通知をするようになるのでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

本来は、法律が公布をされますと、それに該当するかどうかは所有者の方がおのずからわかるというのが一般論でございますけれども、建物につきましては、増築をされていたり、いろいろなケースがございます。そういうことでございますので、御本人にそれを、認識を自発的にしていただくというのは無理だというふうに思っております。したがって、所管行政庁の方で、耐震診断義務づけの対象建築物を特定していただきまして、台帳として整備をしていただき、それをもとに、

所有者の方には、あなたのところは対象になりま
すよということを個別に通知していただくように
考えてございます。

なお、これらの台帳整備、所有者への通知につ
きましては、交付金の中で助成もすることができ
るように措置をいたしております。

○西岡委員 所管行政庁ということで、地方公共
団体がやるんでしょうが、国交省としては、該当
する建築物の所有者の手に、例えば法施行から
どれくらいの間で通知が完了するというふうに
目算しておられますか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

基本的には、先ほど申しましたように、公布か
ら法律施行までに最大六カ月の期間がございます
ので、その間には台帳整備をして、施行になれば
直ちに通知できるようにしたいと思います。

○西岡委員 施行からどれぐらいの期間か、明確
に言っていたければありがたいんですが。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

通知につきましては、施行と同時に、直ちに出
せるようにしたいというふうに思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

もう一つ。所有者が認識しない場合、例えば通
知をして反応がなかった場合などについては、直
接連絡をとり合うなど、そういった体制は考えて
いらっしゃるのでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

基本的には五千平米以上の建物でございますの
で、小さい建物ですと、まず所有者がわからない
というケースも実はよくあるように伺っておりま

す。空き家問題などはまさにそういうことだと思
いますけれども、そういうことは非常にまれでは
ないかと思えます。

それから、全部で今のところ四千棟ということ
で、都道府県別に平均を出しますと百棟というこ
とでございますので、ある意味、行政庁の方から
は、顔の見える関係ということになるのではない
かと思えます。

通知後の運用につきましては、それぞれ個別に、
しっかり丁寧にやらせていただきたいというふう
に思っています。

○西岡委員 ありがとうございます。

地方公共団体の協力体制というのがやはり一番
重要になってくると思えます。

先日、国交省の方から説明を受けた際には、も
う既に各都道府県の担当の部長の方には話をして
周知を図っているということでありました。

しかしながら、先日、私も愛媛県の担当部署の、
これは幹部ではないところでありますので、その
方に問い合わせてみたところ、詳細についてはや
はり認識ができていないという現状がありました。
法案が成立していないということもその要因とし
て考えられるのですが、地方公共団体が理解
して動くまでには、やはりかなり時間がかかるの
かなというような感触を受けました。

その点の私の危惧に対して、どのように取り組
まれていくか、お考えをお聞かせいただきたいと
思っています。

○井上政府参考人 大変貴重な御指摘をいただい
たというふうに思っております。

今までの取り組みといたしましては、これは電
話連絡も含めてでございますけれども、四十七都
道府県の担当課長さんと部長さんには、まずはご
つくりとしたお願いを申し上げます。それから
東京の方で、これは各公共団体においていただい
たんですけれども、一回説明会をさせていただき
ました。その上で、現在は、全国八ブロックで、
各ブロックの県の方を集めて説明会を、私ども幹
部職員を派遣しながら、させていただいていると
ころでございます。

まだまだ周知が足りないと思えます。これにつ
きましては、最後は、各県に個別に職員を派遣す
ることも含めて、施行までの期間に十分に取り組
ませていただきます。御指摘ありがとうございます。

○西岡委員 ぜひ、しっかりとした周知徹底を図
っていただきますようお願い申し上げます。

五千平米以上の建築物に関しては、耐震義務化
というところであります。しかしながら、五千平米
を少し超えるぐらいの建築物を所有される方が、
仮に一部を取り壊して適用範囲から除外をするよ
うな場合について、余りないとは思いますが、そ
ういった場合の罰則規定というか、そういったも
のに対する対応というものはどのように考えてお
られるのかということと、いずれ、五千平米未満
のところの耐震化についても、やはりしっかりと
やっていく必要があると思えますが、その点に対
する国交省の取り組みもあわせてお聞かせいた
できればと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

個人の資産であり、建築物を増築するなり、あるいは一部除却、減築ということになると思えますけれども、これは基本的に法令の範囲であれば自由でございます。多少脱法的なことにもなるのかもしれませんが、御指摘のように、一部を除却して四千平米台になったものについては、今回の義務づけはかからないということになると思えます。

済みません、もう一点は、恐縮でございます。

○西岡委員 五千平米未満の今後の取り組みですね。

○井上政府参考人 五千平米未満につきましては、これは従来から、五千平米以上、以下にかかわらず、助成なり、あるいは、公共団体が耐震改修促進法に基づいて指導助言、指示をさせていただいているところでございます。

今回は、とりわけ、優先順位ということで、五千平米以上の不特定多数の方が使う建物について診断の義務づけというふうにさせていただいたわけでございます。あくまでも優先順位でございます。五千平米以下のものが必要がないということではございませんので、これにつきましても、優先順位をつけながら、従来にも増して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○西岡委員 太田大臣にお尋ねしたいと思えます。該当する建築物の指定や通知、そして、耐震診断する者の資格の取得、今の全国の分布状況とか人数を考えてみると、先ほど来より議論がございましたが、平成二十七年末までに全ての耐震化を終えるということは非常に難しいのではない

かと思っております。

せっかくいい法案でありますから、一般の方も協力しようと思っても、例えばこれが公共建築物なら、ある程度の強制をしながら取り組んでいくことができるというふうに思っていますが、民間も対象になっておりまして、こういった場合に、先ほど、病院や旅館、ホテルというような方々に対しての配慮というか、せっかくアベノミクス効果で景気が上向いてきても、今、地方ではやはり実体のない状況であることも確かであって、これが地方経済に深刻な打撃を与えてしまうのではないかとこの心配もしております。

例えば、旅館やホテル、そして病院などが廃業や転業などをすることも考えられるんじゃないかと思えますが、こうしたところに対しての営業の妨げにならないように、やはり一定の配慮をお願いしたいと思えますが、その点につきましての大臣の御見解をお聞かせいただければと思います。

○太田国務大臣 これをやらなくてはならないということ、主体になる方々も皆さん思っているんじゃないかと思えます。

しかし、これまでの質問にもありましたように、今の時期に直ちということの中で、なかなか簡単ではないと思っております。診断の義務化ということと同時に、改修ということについては、これは努力していただくとか、公表のあり方についても配慮をするというようなこともさせていただいているところでございます。

ですから、公表のやり方を丁寧にする。丁寧ということ、公表の時期について法令で一律に期

限を定めるということではないわけです。いろいろな、診断を早くして早く公表すると得をするという方もいらっしゃるが、逆に損をするという方もいらっしゃるというところもありませんから、ここは公平ということが非常に大事なことで、ということに思っています。

私は、そういう意味では、耐震診断の結果を建築物の用途ごとに一覧に取りまとめた上で所管行政庁が公表するなど、地域における建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分配慮をしていくという丁寧な運用が大事だということに思っています。

今回は五千平米ということで、愛媛県では幾つとか具体的に限られているということで、総論として対応するというのはなく、地域において、何々県では対象がどれだけで、その方たちがどういう状況にあって、どんな心情になっていて、どういう不安を抱えているかということが現場の中で見える形というものが非常に大事で、そういう意味では、全体的に全部ということではない、全体的に四千とかいう箇所だと思えます。都道府県につきましてもかなり少ない。

そして、それぞれの、私なら私の選挙区ではどうということももう特定されるということがあって、そこで診断士は一体どこの人を使うかということがかなり具体的で、全体で論じるというんじやなくて、戸数からいきまして、かなり見える形だということに思っております。むしろ、今回は、現場の、どこどこのどういう方たちが、どんな心情で、どういうふうにしようと思っております、何を

困っていらつしやるかということもよく見ながら対応するということだというふうに思っています。ですから、運用の幅というものが今回は幾つかあるわけでありませけれども、それはそういう意味合いを持って、幅を持ってということをやっているところですよ。

アベノミクスということ自体にどうこうというような、そういうことではなくて、あくまでここは、耐震診断をやっていたら、改修への方向性というものをある程度の幅を持ってやっていたかどうかということ。むしろ、命を守ったり、また経営をしている方たちがどういうふうにして、またこれを受けとめるかということが十分に配慮をしてやっていくということが今回のこれについては大事で、経済的効果というよりも、アベノミクスではなくて、その持ち主の方がどういうふうなということ、事業なら事業が継続できるということ、この配慮をしっかりとっていくということが大事なので、ここはかなりきめ細かく、現場の一棟一棟、一軒一軒に即してよく話を聞きながら、御相談を申し上げてやっていくということが大事だということに思っています。

地方自治体、そして国が、そこに予算をつけて支援をするということを十分お互いに考えていた。だいて、このことが円滑に進んでいくということが大事なことで、かなり、今回の法案は、そういういろいろな意味での配慮ということをしながらかやっついていかなくちやいけないものだというふうには思っているところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

示唆に富む御指導もありがとうございました。しっかりと建築物の耐震化を図っていただきませすようお願い申し上げます。我々も一緒になつて取り組む覚悟で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。